

表-6 指定再資源化製品

製 品	主務大臣	判断の基準の内容	勧告対象となる生産量 又は 販売量・台数
パーソナルコンピュータ (その表示装置であって ブラウン管式又は液晶式 のものを含む。重量が1 キログラム以下のものを 除く。)	製造事業及び 輸入されたもの の販売事業は 経済産業大臣 及び環境大臣	自主回収の実効の確保 その他実施方法。 再資源化の目標。 再資源化の実施方法。 市町村との連携。 自主回収及び再資源化 に係る安全性を確保。 等	その事業年度における パーソナルコンピ ュータの生産台数又 は自ら輸入したパー ソナルコンピュータの 販売台数が10,000台 以上
密閉形蓄電池(密閉形鉛 蓄電池(電氣量が234キ ロクーロン以下のもの に限る)、密閉形アルカリ 蓄電池又はリチウム蓄電 池をいい、機器の記憶保 持用のものを除く。)			その事業年度におけ る密閉形蓄電池の生 産量又は自ら輸入し た密閉形蓄電池の販 売量が200万個以上

表-6-2 指定再資源化製品を部品として使用する製品

電 源 装 置	製造事業及び 輸入されたもの の販売事業は 経済産業大臣 及び環境大臣	使用済密閉形蓄電池に ついて、 自主回収の実効の確保 その他実施方法。 再資源化の目標(密閉 形蓄電池使用製品製造 事業者が自ら使用済密 閉形蓄電池の再資源化 を行う場合)。 自主回収及び再資源化 に係る安全性を確保。 等	1,000台以上
電 動 工 具			10,000台以上
誘 導 灯			10,000台以上
火 災 警 報 設 備			1,000台以上
防 犯 警 報 装 置			10,000台以上
自転車(人の力を補うため電動機を 用いるものに限る)			1,000台以上
車 い す (電動式のものに限る)			1,000台以上
パーソナルコンピュータ <small>(その表示 装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む)</small>			10,000台以上
プ リ ン タ ー			10,000台以上
携 帯 用 デ ー タ 収 集 装 置			10,000台以上
コ ー ド レ ス ホ ン			2,000台以上
フ ァ ク シ ミ リ 装 置			5,000台以上
交 換 機			1,000台以上
携 帯 電 話 用 装 置			10,000台以上
M C A シ ス テ ム 用 通 信 装 置			1,000台以上
簡 易 無 線 用 通 信 装 置			1,000台以上
ア マ チ ュ ア 用 無 線 機			1,000台以上
ビ デ オ カ メ ラ			10,000台以上
ヘ ッ ド ホ ン ス テ レ オ			10,000台以上
電 気 掃 除 機			10,000台以上
電 気 か み そ り (電池式のものに限る)	10,000台以上		
電 気 歯 ブ ラ シ	10,000台以上		
非 常 用 照 明 器 具	10,000台以上		
血 圧 計	10,000台以上		
医 薬 品 注 入 器	1,000台以上		
電 気 マ ッ サ ー ジ 器	10,000台以上		
家 庭 用 電 気 治 療 器	10,000台以上		
電 気 気 泡 発 生 器 (浴槽用のものに限る)	10,000台以上		
電動式がん具(自動車型のものに限る)	製造事業及び 輸入されたもの の販売事業は 経済産業大臣 及び環境大臣	10,000台以上	